

会 議 録

会議の名称	令和6年度第5回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和6年 11 月 21 日(木) 午後2時 00 分 開会 ・ 午後 4 時 00 分 閉会
開催場所	中央公民館 3 階 軽体育室
議長(会長) 氏名 *敬称略	議長:青木 亮(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	青木亮(会長)、佐野勝正(副会長) 中野敏浩、村山博紀、吉野郁恵、柿田有一、片野広隆、桐野忠、小ノ澤哲也、 宮岡寛、山口陽子、野口典孝、菅間和範、横山三枝子、村上直、佐久間佳枝 の各委員(16名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	山崎宏史、新井康夫 の各委員(2名)
事務局職員 氏名(職名)	内田真(上下水道局長) 【財務課】 馬橋 洋(課長)、内田拓享(副課長)、佐藤和明(副主幹) 【給水サービス課】 堀 尚吾(上下水道局参事兼課長) 【事業計画課】 小林 武(上下水道局副局長兼課長)、堤本政博(副課長) 【水道課】 新井賢一(上下水道局参事兼課長)、原田秀浩(副課長) 【下水道課】 西村雅喜(課長) 【上下水道管理センター】 石戸祐仁(所長) 【総務企画課】 矢野雄一(上下水道局副局長兼課長)、佐藤俊一(副課長)、高田英明(副 主幹)、高梨義久(主査)、石塚優(主査)、児玉陽介(主査)、佐々木亮(主査)
傍聴人(人数)	0名
会議次第	別紙のとおり

配 付 資 料	(事前配付資料) ○令和 6 年度第 5 回川越市上下水道事業経営審議会次第 ○資料 1－1 川越市上下水道事業経営戦略（令和 7 年度版）第 5 章（案） ○資料 1－2 水道事業 ～投資財政計画シミュレーション～ ○資料 1－3 投資・財政計画（収支計画） ○資料 1－4 原価計算表と投資財政計画の関係について ○資料 2－1 川越市上下水道事業経営戦略 令和 5 年度 取組状況報告書 ○資料 2－2 川越市上下水道事業経営戦略令和 5 年度取組状況報告書のポイント (当日配布資料) ○補足資料 第 4 回・第 5 回審議会関係 ～投資の中身～
----------------	---

議 事 の 経 過	
発言者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	1 開 会 【傍聴希望者の確認】 事務局より傍聴希望者はいない旨の報告がなされた。
	2 議 題 (1) 諮問事項 川越市上下水道事業経営戦略の改定（案）について ①第5章（水道事業）
事務局	資料1－1、資料1－2及び資料1－3に基づき説明
副会長	只今の説明では、委員の皆さんの理解を得られないと思う。例えば資料1－3の各案について、それぞれ表面の最下段に「当年度純利益」があるが、それが裏面の「未処分利益剰余金」や「内部留保資金残高」にどのようなつながっていくのか。それぞれの数字の関連について説明いただかないと、そもそも表に出ている数字が合っているのかも分からないということになってしまう。すべての案についての説明は不要だが、一つの案だけでも例にとって、具体的に説明いただけたらと思う。その説明がないと、この数字が眉唾ではないかと思われる。また、事務局が採用したいと考えている資料1－2の案3は、企業債残高対給水収益比率を250%まで引き上げるということで、料金改定率を一定のライン以内に抑えるよう配慮した案だと思うが、そこまで引き上げた場合、問題なく償還していけるのかという点が気になる点である。
事務局	資料1－3の数字の根拠を説明するようにとのご要望か。
副会長	こういった根拠でというより、表の「当年度純利益」や「内部留保資金」などの一連の数字の関係性を説明していただかないとこの表はなかなか見られないのではないと思われるので、それを説明いただきたいという話である。
事務局	内部留保資金については、主に純利益と減価償却費が源泉となっている。
副会長	そういった概念の説明ではなく、どの案でもよいので例をとって、具体的な数字で関係性を説明していただきたいという話である。
委 員	私は、事務局で作成している表の数字のデータについては、間違いはない

	ものとして進めなければ話は進まないと考えている。案3が良いと事務局の方では考えているという説明があったが、私もその案で良いと思う。これまでの審議会でも、私は局が提示しているデータは全て合っているということを前提にして、ほぼ信用して見ている。それが大事だと思う。そこから疑ってかかってしまったら、なかなか話が進まなくなってしまう。
副会長	私も資料の数字を疑っているわけでは決してなく、資料として出している以上、それぞれの数値の関連を説明できなければならないということを求めたものである。 今回の審議は、料金の値上げにも関わる非常に重要な内容なので、その料金改定案に至った過程を丁寧に説明してもらい、委員の皆さんに十分に納得いただく必要があると考えている。
事務局	数字の関連の説明をもっと詳しくとのことなので、資料1－3について、改めて事務局の方から説明をさせていただきたい。
事務局	資料1－3の案3の裏面をご覧ください。下の「内部留保資金残高」の令和9年度の残高は約30.5億円だが、令和10年度には約34.5億円と、4億円ほど増えている。この4億円増えた理由について、今度は表面で内部留保の源泉を説明するのでご覧ください。表面の「収益的支出」の「(3)減価償却費」の令和10年度の数値が約19.5億円、そして最下段の「当年度純利益」が14.9億円、足すと約35億円になるが、裏面の「(E)資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の数字が約31億円であり、そこに35億円から補填することにより、差し引きで4億円、内部留保資金残高が増えたという構造になっている。
議長	水道事業の場合、会計が収益的収支と資本的収支に分かれており、一般の民間企業の財務諸表とは見方が違うため、委員の皆さんにとってわかりにくいのではないかというのが副会長のご指摘だと思う。一方で、先ほど委員さんが仰ったように、これらの数字そのものは正しいという前提で議論せざるを得ない。そこから疑ってかかったら先に進めなくなるということのも事実。数字は合っていることを前提として、表の読み方について具体的に説明した方が良いのではないか。例えば資料1－2のP14に図があるが、それについてどこか一年を例にとって、具体的な数字を以て説明するとわかりやすいのではという話になるかと思う。
副会長	そのとおりで、数字が間違っていると疑っているわけでも、難しいことを聞きたいわけでもない。一事業年度だけでも例にとって、これらの数字の関係性を説明していただきたいということを申し上げたつもりである。

委 員	今回の内容は非常に難しい話なので、委員の皆さんがどの程度まで理屈を理解されているかはわかりかねるが、資料の作り方として、数字を羅列した表ではなく、この案に至った考え方がもっと簡単に見てわかるような説明・資料があれば良かったのかなと思う。
副会長	ご存知のように、今回の審議が次の水道料金改定のベースとなってくる。しかも金額が大きい。金額が大きい分、未処分利益剰余金も溜まっていく状態となる。将来になって、料金改定率を審議していたときにきちんと議論していたのかとは言われたくはない。だから、押さえておくべきことは押さえておきたい。改定率が5%・10%程度であればここまでは言わない。でも、今回は45%という大きな数字である。これが次に繋がってくるので、疑問をある程度解消した上で進まないといけないと考えている。
委 員	料金改定をするということについての説明に加え、企業債を償還する方法まで具体的に説明して理解をいただく必要があるのではないか。
事務局	企業債について改めて説明をさせていただきたい。企業債は、何年までに償還するというのが、借りたときに決まることになる。その償還金額を反映させてこちらの計画を作成しているので、資料1－3の案3の裏面「1. 企業債」をご覧くださいと、令和10年度に14億円借りるということになっているが、これに想定 of 利率を乗じ、それ以降30年間の企業債償還金を見込んだ形で計画を作成している。従って、将来的に更なる値上げという可能性はあるかもしれないが、少なくともこの計画期間内においては企業債残高、利息とも返せるような試算の元に計画を策定している。こういった説明でよろしいか。
委 員	そういったことも「上下水道局だより」なども活用して、市民にも分かりやすく説明していった方が良い。また、そういった大事なことは口頭で説明するだけではなく、非常に難しい話であるため、理解できるような資料を用意して説明する必要があるのではないか。
事務局	先程の資料で言うと、令和10年度に14億円借りたとすると、その14億円の毎年の償還額が具体的にどのように収支計画に反映されていくかというところを、もう少し分解してお示しするような形が良いということか。
委 員	財務の詳しいことはわからないが、「こういう計画で償還していく」というものを示した方が良い気がする。また、料金改定したとしても、想定 of ペースで収入が推移すればよいが、川越市の人口は、今年の6月1日を以て35万3,300人のピークを打っている。少子高齢化の影響で、これからは想定しているよりも遥かに速いペースで人口が減っていくものと考えられ

	る。そういった下降ペースも想定していないと、償還計画が上手くいかなくなってしまう危険性もある。
事務局	将来予測の考え方についてだが、資料１－３の案０のページをご覧ください。案０は料金改定を行わない場合の推計となっているが、料金収入については先ほどのご指摘のとおり、人口減に伴い毎年減少していくものと見込んでいる。 また、企業債についてだが、資料１－３の案３の裏面をご覧ください。実際にこの計画どおりに借り入れた場合、令和４年度には１億１５００万だった支払利息が、表面の「(1)支払利息」の欄をご覧くださいと令和１６年度には３億円になっているという形のとおり、企業債の借入を増やしたことによる将来的な負担の増加は見込んでいる。それを見込んだ結果、料金改定をして収入を上げていかなければならないという判断に至ったものである。
議 長	そうすると、資料１－３の案３で見た場合、収益的収支の支出分には支払利息が入っているので、それも込みで純利益が出る計画になっている。また、令和１０年度の当期純利益の約１４．９億円というのが裏面の「２．未処分利益剰余金」の中に入って、内部留保資金の合計から企業債償還金含めた資本的収入の不足分を補填しても残高が３０億円以上確保できている計画なので問題ないと、そういう解釈で良いか。
事務局	そのとおりで、あくまで計画上ではあるが、企業債の償還及び利息の支払いも織り込んだ改定案となっている。
副会長	民間企業であれば、これは倒産のパターンと言える。人口減で事業規模は増えてこない中で、借金を増やすということは。将来収入が増えるという保証が無い中で借入れが増えるとなると、一般企業であれば倒産に至ってしまう。公営企業は違うのかもしれないが、その点をどのように見極めるかが難しいと思う。そういった点の確実性について、どういう根拠を持っているのかというのを正直言うと問いたいところである。
委 員	役所の公共事業というのは、今後、税収はもちろん水道料金も減っていくということを考えると、無理なのかもしれないが、例えば水道管の更新などは国の事業として補助金を出してもらおうよう要望する等、別の手も考えていく必要があると思う。自主財源で全てを賄うのは困難だと考えると、あとは市民にお願いして高い料金を受け入れていただくか、国・県から補助金をもらうかしないと無理なのではないか。民間企業であれば倒産のケースという意見があったが、この状況を単に指をくわえて見ているのではなく、国や県に働きかけてみてはどうか。

	逆に、県からは県営水道の料金を上げるという話が来ているようだが、そんなのは受け入れられないと突き返すことはできないのか。
事務局	県水の料金改定の件に対してはこちらとしても抵抗はしており、元々はもっと早い時期からの値上げを打診されていたところだが、受水団体で構成している協議会から要望を出した結果、料金改定を取り下げるまでは至らなかったものの、先送りをさせる結果となった。
議 長	それでは、他に特にご質問等がないようであれば、事務局の方からは原案として案3でいきたいと提案されているが、それについては何かご意見はあるか。 今回の資料では複数パターンの案が示されているが、基本的に料金改定率を何%にするかによって、企業債借入残高がそれに連動して動いてくるという形になっているため、簡単に言うと料金改定率を高くすれば企業債は減る、逆に改定率を抑えれば企業債は増えるという構造になっていて、原案としては、案3が一番バランスが良いのではないかというのが局の考えとのことである。
副会長	一つ質問させていただきたいが、水道料金の改定予定時期が令和9年10月ということで、下水道使用料の改定予定時期より一年遅くなっているが、何か理由があるのか。
事務局	県の汚水処理に係る負担金が令和7年度から上がるのに対し、県水の料金改定は令和8年度からであるため、水道と下水道とで一年ずらすという形を取っている。
副会長	今回の審議は、また別の機会に議論があるにしても、料金改定の基本的な考え方に繋がることになる。そのため、単なる計画ではないということをお頭の中においていただいて、会長からの呼びかけに答えていただきたいと思う。
委 員	基本的なところで一点教えていただきたいが、恐らく市民の方が一番気になるのは、例えば標準的な4人家族では現状どのぐらいの料金のところ、改定後はどのぐらいの料金になるのかということだと思うので、ざっくりで構わないので、試算が出ているのであれば教えていただきたい。
事務局	今回ご審議いただいているのは経営戦略であり、今後10年間の収支均衡をどのように図ろうかという計画で、その中で必要な費用を算定し、それに対し料金を何%改定するか、企業債をどの程度借りるのかという検討を行うものである。只今ご質問のあった点については、実際に料金改定を行

	うときの議論になってしまう。今回説明している改定率 45%というのは、あくまで水道料金収入全体の、大枠の部分であるということでご理解をいただきたい。
議 長	実際の川越市の水道料金はかなり細かく、水道管の口径や使用水量によって決められている。実際に料金改定の審議をする際には、そういったところの具体的な数字が出てくることになると思う。
委 員	資料 1－3 の案 3 の裏面、企業債を借りる金額と企業債償還金の金額、それと企業債残高の金額の関係についてだが、年度が進むにつれて企業債の借入額が増えていくが、企業債償還額は令和 9 年度以降、一時減少していつている。その部分の関係について説明いただきたい。
事務局	「元利均等償還」という償還の方法になっており、同じ返済額だとしてもその内訳は、最初は利息が多く、元金が少ないという構成になっている。元金の総額が減るにつれ利息が段々と減っていくのでそのぶん元金の償還額が増えていくというような返済の仕方になっているためである。
事務局	補足すると、例えば令和 6 年度に 8 億円を借りたとすると、以後 30 年間で 8 億円を分割して返すことになり、毎年の返済金額が決まってくる。償還については、その 30 年の累計で計算するため、企業債の借入の時期とはタイムラグがあるため、直接的な関係は出てこないことになる。ただ、先に説明のあったように元利均等償還という返済方法をとっているので、その中で利息と元金の割合は変わってくることになる。
副会長	資料 1－3 の案 3 の裏面の「企業債残高」の行を見ると、45%の料金改定を行ったとしても、年々残高が膨れ上がっていくことになっている。普通に考えると、料金改定したら売上が上がるため借金は減ってくるはず。借入残高が膨れ上がる計画だと、少子高齢化など大きな社会構造的な問題がある中、本当に返せるのかという疑問が出てくる。企業債残高が膨れ上がっていつても、「こういうわけで大丈夫だと考えている」といった根拠が欲しいところである。
議 長	そのあたりはどうか。料金改定を行ったとしても企業債残高が減っていないではないかというご指摘だが…。
事務局	将来的な負担も考え、料金改定率と企業債借入額、企業債残高対給水収益比率のバランスを見て、一番バランスが良いと判断したのが案 3 であり、只今ご指摘いただいた企業債残高が増えていつているというのは、そういったバランスを見ながらも必要な費用を賄うような計画を作成した結果と

	いうところである。
委 員	資料１－１の P65 の図５－３と、現行の経営戦略の P55 の企業債の見通しという図を見比べると、資料１－１の方はこのカーブが急にぐっと上向いている。現行の経営戦略とずいぶん違うが、当時はまだそこまでの予測ではなかったという認識でよろしいか。
事務局	当時の計画のときとは状況が変わっていて、ここで改めて計算しなおしたところ、こういう形になったとご理解いただきたい。
委 員	将来世代の負担軽減と書かれてはいるが、このくらいの水準にはまず間違いなくなってしまうものなのか。
事務局	当時の計画の作成時点と現在とで状況が変わっている点としては、人口減に転じたのが想定より早かった点、県水受水費が値上げされるという点、加えて物価の高騰という点である。半面、修繕や更新の必要性は年々高まってきている。必要なことは取り組まなければならないが、料金改定を仮に行わないとした場合は企業債に頼るしかないため、その場合はこのくらいの水準になるというのが P65 の図である。
副会長	大事な論点として、企業債が増えてきているが、実際に借りられるのか。上限などはないのか。
事務局	企業債は基本的に資本的支出の建設改良費に充てるものとなるので、その範囲内であれば借りることができる。
委 員	料金改定の話となると主婦としてはすぐに反応してしまうが、そもそもの水道の成り立ち等に関し、どこにどのようなお金がかかっているのかが見えていないというのが現状だと思う。そのような中で料金改定と言われても、猛反対にあうだけだと思われる。単に数字だけを以て料金改定の必要性を説くのではなく、一般家庭の人にも料金改定が必要だよねと思ってもらえるような説明をしないと、45%というパーセンテージをみただけでシャットアウトされてしまうのではないかなと思う。 また、副会長から民間企業では倒産のケースというご指摘があったが、水道事業が破綻すると全市民が困ってしまう。今回の計画を立てると同時に、返済について誰がどのように行っていくのか、それをどう市民にお知らせしていくのかという計画も並行して立てていただきたいと思う。
事務局	来年度以降、料金改定等の審議に合わせて、市民の方々に対しては「上下水道局だより」等を活用して丁寧に、しっかりとわかりやすい説明をさ

	せていただきたいと考えている。
副会長	長くなって申し訳ないが、私の川越市の上下水道事業の決算の印象を申し上げておいた方がいいのかなと思う。公共料金ということもあり、市民の生活への影響や議会の関係等様々な経緯があり、これまで適正な改定がなされてこなかったのかなと思っている。その反面、老朽化が進行していてその対応が遅れてしまっている等、過去のツケが回ってきているというのが今の川越市の上下水道事業の決算の現状である。 ただ今回、上下水道局に対して私が評価したいのは、以前であればここまで大きな料金改定率を提示することはしなかったであろうと思う。こういった大きな数字を出さざるを得なかったのは、現状のままではもう持たないと理解しているからに他ならないと思う。その上で提示してきている改定率であるということを委員の皆さんにもご理解いただきたいと思う。
議 長	料金の話なので、かなりいろいろとご意見があるかとは思いますが、今、事務局の方からは案3を提案されているところである。案3で了解が得られるようであれば案3でということで進めるが、もう少し検討する必要があるようであれば、本日は一旦打ち切って次回以降に継続審議という形をとりたいと思うが、いかがか。 出来れば、先ほどの企業債の返済の問題はまだくすぶっているので、それについては「こうやって返済できる」というものを出していただいた方がよいのかなと思うが…。
事務局	少なくとも、今回の計画期間内においては企業債の元金の償還、支払利息ともに完全に見込んである計画となっている。そこから先は計画に載っていないが、その部分についても事務局の方では毎年いくら支払う必要があるというのはしっかり把握しているので、そこから先の計画においても、毎年度の予算編成においても、まずその金額を確保した上でその他の収支を編成し、事業を続けていくという形になる。
副会長	その説明は理解するが、小さな事業体では上下水道事業の経営が破綻した事例もある。今回、企業債とのバランスを考慮して出した改定率だとは思いますが、その結果、企業債残高は年々増えていく形になっている。 しかし、改定率についてはこれまでとは真剣度が違う数字というか、この改定を受け入れてもらわないと上下水道事業に対して責任を負えないというほどの思いを感じる数字であるので、その真剣度を伝えるような説明をしてもらいたかったなと思う。私は副会長をさせていただいているが、一委員の立場としても、そういうところがないと少し考えてしまうところである。

議 長	副会長から「もっと熱量を持った説明を」とのことで、それについては次回以降になると思う。投資・財政計画について、資料に掲載されているのは令和 16 年度までのものになっているが、令和 17 年度以降についても、企業債については償還のあてがあるという理解で良いか。
事務局	償還にいくら必要かという見込みは立っていて、この投資・財政計画を含めた経営戦略自体を 5 年ごとに見直し、都度、将来の見通しを立てながら経営していくという趣旨のものであるため、令和 17 年度以降の全てを今の段階で見通せているわけではないが、5 年ごとに適宜計画を見直しながら、適正な経営を行っていく所存である。
議 長	局の発言としてはそういう言い方になってしまうというのはとてもよくわかる。ただ、委員の皆さんの懸念としては、人口減に伴い水需要が減っていく中で、本当に企業債を返しきれのかという、その点に尽きるのだと思う。その点について局が太鼓判を押さない限り、本当に 45%という改定率で良いのか、その判断ができないということになるのだと思う。将来のことなので現時点で断言しにくいという面はあるかと思うが、その確約が無いと議論が進みにくいのかなという気がしている。
副会長	料金の話はこれまでの他の審議事項と違い、将来の市民生活に直結してくる内容である。だから、曖昧な部分を残したまま納得したくはないという思いがある。 将来のことはもちろんわからないが、本日の議論の中で、45%くらいは改定しないと厳しいというのは委員の皆さんにもご理解いただけているのかなと思う。ただ、その改定を行ったとしても企業債残高対給水収益比率が 250%まで拡大していくとのことで、民間企業に当てはめると破綻の方向に向かい得る事業計画だというのがどうしても気になってしまう。何度も言うが、その点が今回の議論の一番のキーポイントである。
事務局	先ほども説明させていただいたが、今回の経営戦略における投資・財政計画というのはあくまで十年計画というスパンで考えており、その中では当然、返済額を確保しながら経営していくことが出来るように計画している。局としての回答はそういったところでよろしいか。
議 長	局としてはなかなか言いにくいことをお願いしたが、今の発言を受けてどうするか。これまでの議論でも、改定率の目安は事務局案どおり 45%ぐらいかなという雰囲気は全体として感じられるが、次回に持ち越した方がよろしいか。それとも、議論の全体的な雰囲気として案 3 だという印象かなと感じられるのと、事務局の方でもかなり細かい議論をされてきた結果として出ている案でもあるので、もしこの場で強い反対が無いようであれ

	ば案３を採用する形をとりたいが、それでよろしいか。
議 長	仮にこの審議を次回に持ち越したとしても、また一から改定率のパーセンテージを見直すという話になってしまうと議論が出来なくなってしまう恐れもあるので、今回、事務局の方できっちり試算されていて、その結果としてこの案３がベストな提案だという判断であれば、この案を採用するということとしたい。 (異議なし)
議 長	それでは、案３を採用することとする。 本日予定していた議事としては、この後、「経営戦略第５章本編（水道事業）」の審議ということになるが、時間の関係もあるのでそれは持ち越して、「３ その他」に入る形で事務局としてはよろしいか。
事務局	まもなく予定終了時刻である１６時を迎えるため、本日、案３にてご了承いただいたということを前提とし、次回の審議会にて経営戦略第５章本編（水道事業）及び第６章についてと、それについてご承認いただけたらの話になるが、答申（案）についても議題とさせていただきたい。それと本日の議題の(２)報告事項としていた「川越市上下水道事業経営戦略の令和５年度取組状況報告について」も合わせて次回の審議会にてお願いしたい。
議 長	では、事務局の方で「３ その他」に入ってください。
事務局	３ その他 次回の経営審議会の開催日程等について、以下のとおり説明した。 第６回経営審議会 令和６年１２月２７日（金）午後２時開会 会場：第１委員会室及び第５委員会室 ４ 閉 会 以 上